

1. 必要書類

下記の書類を揃えて、建設課管理係まで提出してください。提出期限までに書類が提出されない場合、または書類に不備がある場合は、受け付けできませんのでご注意ください。

【入居申込】

- ① 町営住宅入居申込書（建設課管理係または各支所窓口係で受け取ってください。ホームページからダウンロードすることもできます。）
- ② 申込者と同居親族全員の住民票（マイナンバー記載なし、続柄・本籍地入り）または住民票記載事項証明書
- ③ 申込者と同居親族全員の最新の市町村民税課税証明書または所得証明書
対象年度の1月1日に住民登録をしていた市町村で発行できます。
- ④ 納税証明書（市町村民税に滞納のない証明。同居親族を含む。）
課税されていた市町村で発行できます。
- ⑤ 申込者と同居家族全員の所得を証明する書類（③が準備できない場合。詳しくは下表を参照）

区分	勤務・営業時の状況	証明を要する期間	証明書等の書類
給与所得者	現在、会社等へ勤務している方	現在の会社等へ採用されてから1年以上の方は直近1年間の実績額、1年未満の方は採用月から1年間分（支払済月は実績額、未支払月は支払予定額）	現在の会社等に前年1月から12月までお勤めだった方は給与所得の源泉徴収票（本人交付用）、それ以外の方は給与支給証明書に勤務先で月別の証明（支払予定額を含む）をしてもらう。勤務してまだ1回も給与の支払いを受けていない方は雇用条件に基づいて1年間分の支払予定額の証明を受ける。
事業所得者	現在、個人事業主・自営業等の方	事業を開始して1年以上の方は、直近1年間の実績額、1年未満の方は事業開始から1年間分（過去月は実績額、未来月は見込額）	現在の事業を前年1月から12月まで営んでいた方は税務署に提出の確定申告書の控え。それ以外の方は収支内訳書または決算書（見込額を含む）を作成し、1年間分の所得金額を算出する。
年金受給者等	年金証書、恩給証書、年金の源泉徴収票、最新の年金改定通知書または年金支払通知書など		
無収入の方			<ul style="list-style-type: none"> ・現在失業中の方は、雇用保険受給資格者証書、離職票またはその他失業の証明（会社の退職証明書など）となるもの ・生活保護受給者は、生活保護受給証明書